

第三者評価結果入力報告書（児童養護施設） サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

(特非) ニッポン・アクティブライフ・クラブナルク福祉調査センター

②評価調査者研修修了番号

SK18094
SK18095
SK18097

③施設名等

名 称 :	サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム
施設長氏名 :	吉見 哲
定 員 :	60名
所在地(都道府県) :	神奈川県
所在地(市町村以下) :	茅ヶ崎市緑が浜7-52
T E L :	0467-82-0240
U R L :	http://ss7c.com
【施設の概要】	
開設年月日	1959/12/3
経営法人・設置主体(法人名等) :	社会福祉法人 茅ヶ崎学園
職員数 常勤職員 :	26名
職員数 非常勤職員 :	10名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の人数 :	15名
有資格職員の名称(イ)	栄養士
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(ウ)	社会福祉士
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(エ)	
上記有資格職員の人数 :	名
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の人数 :	名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数 :	名
施設設備の概要(ア) 居室数 :	2軒長屋×5棟 1軒に一人部屋×3 二人部屋×1、長屋に幼児室 1
施設設備の概要(イ) 設備等 :	1軒にキッチン、ダイニングルーム、リビングルーム、風呂1、トイレ 2
施設設備の概要(ウ) :	事務室、会議室、面接室、親子宿泊室、ホール(地域にも開放)、
施設設備の概要(エ) :	工作室、図書コーナー、プレイルーム、陶芸・木工等手工芸活動室

④理念・基本方針

【トータルテーマ】癒しのための巣づくり
子どもたちにとって、茅ヶ崎ファームは「第2の我が家」「もう一つの家族」。本当の家族とは離れて暮らしていても「自分の領分」として、せめて「おれんち」「あたしんち」と呼べるような「家と暮らし」をつむぐ。安息と休息、そして暮らしそのものが癒しとなることを願う。

【サブテーマ】

①子ども6人の家庭舎……小さな暮らし
幼児～18歳までの男女混合の6人。年齢差、発達差、性差を目の当たりにする疑似的兄弟関係。同年齢のライバルの少ない状態。自分の環境が侵されにくい環境。“ともに暮らす”ことでケンカやいたわり、背伸びや甘えがごちゃ混ぜとなってこそ“ノーマルな感覚”が生まれる。

②緑をまとう暮らし
全ての生き物は緑を目指す。緑のあるところに水ありエサがある。鳥や虫の喜ぶ場所であれば、必ず子どもたちにとっても安らぎとなる。だから、茅ヶ崎ファームは緑をまとう。

⑤施設の特徴的な取組

ユニットケア推進のため、2006年に園舎を建て替えました。新園舎は、「おれんち」「あたしんち」をキーワードとし、子ども6人の家庭舎を単位として全10軒にそれぞれ玄関を設け、子どもたちにとって「第2の我が家」「もう一つの家族」ともいえる「家と暮らし」に近づけたいという方針のもと、建築されました。

子ども一人一人に応じた個別支援計画のもと、職員は、家庭舎での「自分の領域が脅かされる心配の少ない小さな集団で、年齢差のある仲間との共生から得られる秩序感や連帯感」が持てる暮らしの実現に向けて日々取り組んでいます。

定員は60名で「癒しのための巣づくり」を理念とし、幼児から高校生までの6名が暮らす個室3室と2人部屋、幼児室からなる家庭舎、2軒の家庭舎を1軒長屋としています。各家庭舎において食事は子どもの目の前で調理し、寝るから起きるまで生活の全てを1軒の家庭舎で紡ぎ出しています。職員は子どもと生活を共にしながら、緑に囲まれた“普通の家”での“普通の暮らし”を目指した養育支援に当たっています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/4/30
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/1/10
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

【概要】

社会福祉法人茅ヶ崎学園サーフサードセヴン茅ヶ崎ファームは、1959年「虚弱児施設・茅ヶ崎学園」として設立、1998年児童養護施設へ種別変更、2005年には子ども12名の家庭舎養護を開始しました。定員は60名で、「癒しのための巣づくり」をトータルテーマとし、「幼児から高校生までの子ども6人の家庭舎」全10軒のユニット、家庭舎2軒の長屋で構成され、子どもと生活を共にしながら、縁に囲まれた“普通の家”での、“普通の暮らし”を目指した養育支援にあたっています。

【特に優れていると思われる点】

1. 2ユニットを単位とした「長屋」ごとに、職員の裁量で、予算内で家計をやり繰りし、子ども一人一人に応じた生活の実現に取り組んでいます。

年齢や性別の違う6人の子どもが生活する家庭舎（ユニット）2軒を長屋1単位として機能させています。職員は、長屋チーム4名が養育・支援を行うほか、日中対応1名、調理補助1名、さらに栄養士、他の職員配置があります。日中は、幼児はほぼ個別対応で、庭で遊んだり、職員と一緒に買い物に行っています。夜間は、長屋で1名が勤務しています。

家計のやりくりは長屋職員の裁量に任せ、事後、キャプテンに報告することになっています。職員は、子どもたちの生活を担っているという責任感や共通意識を持ち、モチベーションを上げています。夏休みの長屋オリジナルメニューのやりくり、家族旅行の費用捻出、友人宅訪問の手土産など、生活全般について子どもを見つめ、予算立てして執行しています。職員は子どもの希望に沿うよう家計をやりくりしています。

子どもたちは、それぞれの興味や関心のあることを職員と話し合い、ピアノやスイミング、サッカー、空手などの習い事や様々な部活に参加しています。職員やボランティアと要望に応じた外出もしています。衣類も子どもの使い方の頻度や希望を相談しながら、個別の要望にできるだけ応え、個別に買い物に出かけています。子ども一人一人の活動の費用もそれぞれ違い、年2回、長屋ごとの小口現金の使途を全員の子ども、部活、習い事、塾、衣類、旅行、誕生日プレゼントなどの「個別の活動と費用」について、決算・検証し、次期に生かしています。

2. 子どもが権利と責任について知り、理解が深まるようわかりやすく説明しています

子どもに向けて権利と責任についてわかりやすく説明した「茅ヶ崎ファーム生活ガイドライン（キミの権利と責任）」をWEBサイトに公開しています。子どもが入所する時にはサイトを開いて口頭で補いながら説明し、いつでも確認できるように印刷して各長屋に常備しています。生活ガイドラインはキャプテンが作成し、子どもの権利条約について、子どもに語りかける口調で具体例を挙げ、また、お互いに自分の責任を果たすことによって、互いの権利を認め合うことなどを伝えています。

異年齢・縦割り・男女混合の家庭舎で、障がいのある子どもと一緒に生活することで、自分が存在することを肯定でき、年上の子どもが年下をいたわる関係が築けるように、養育・支援しています。職員は家庭舎での暮らしの中で子どもとの密な関わりを持ち、日常や日々食卓を囲んで団欒する中で、何気ない会話から、権利侵害がないかの聴き取りに努め、子どもの行動やいつもと違う様子を見逃さず、声をかけています。

3. 長屋のリーダーとしてのボランチに加え、キャプテン（施設長）を補佐するクワットロフォルマッジを配置し、運営体制を強化して、理念の浸透を図っています

家庭舎養護の実現と継続のために、統括をキャプテンとした運営体制を構築しています。職員の働きやすい環境整備として、クワットロフォルマッジ（キャプテンの補佐を兼務する職員・3名）やボランチ（長屋のリーダー・5名）を配置しています。クワットロフォルマッジは、キャプテンに代わって各種会議に参加することもあり、職員会議やボランチ会議で報告しています。

理念・方針、職員の養育姿勢等は、職員には、毎日の打ち合わせ会議で確認したり、キャプテンが説明しています。クワットロフォルマッジやボランチは、新任研修を実施するほか、スーパーバイザーとしての機能も担っています。職員が一人で抱え込まないよう働きかけを行い、職員間で相談しあうことで職員一人一人が支援技術を向上させ、施設全体の支援の質の向上につなげています。キャプテンやクワットロフォルマッジ、ボランチには、職員がいつでも相談できる体制があり、機能しています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 中・長期計画を策定することが望まれます

キャプテンは、将来を見据えて福祉の動向に目を向け、施設長会や神奈川県の説明会に参加して国の施策や流れや県の状況を把握し、人材育成や里親制度などの情報を収集しています。現在、キャプテンと職員は現状の長屋体制や里親についてなどを把握しながら現実を見極め、中・長期計画の策定を検討しています。数値目標や具体的な成果等を設定し実施状況の評価を行えるような内容を取り込んで策定することが望まれます。

2. 新たな権利擁護機関も増えていることから、子どもの相談窓口の連絡先等を見直すことが望まれます

苦情対応相談窓口、及び、児童相談所の連絡先一覧を家庭舎の電話の横に貼り出して、子どもたちに伝えています。新たな人権相談窓口も増えていることから、苦情対応窓口や、権利擁護機関の連絡先を確認し、周知していくことが期待されます。さらに、子どもから第三者的な立場で意見を聴きとる、第三者委員の設置などが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

自己評価を通して、茅ヶ崎ファームのコンセプトや理念を、改めて自分達で再認識する事ができました。アンケートの内容が茅ヶ崎ファームの理念とかけ離れている点もありましたが、丁寧な聞き取りと茅ヶ崎ファームの理念を理解されている調査員の方々によって解決する事ができました。子どものアンケート結果や評価の結果を真摯に受け止めていきたいと思えます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <p>○サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファームでは、トータルテーマ（理念）を「癒しのための巣づくり」サブテーマ（基本方針）を「子ども6人の家庭舎・緑をまとう暮らし」として、ホームページや事業報告、事業計画に記載しています。</p> <p>○トータルテーマは、家の暮らしを穏やかな関係の中で淡々と続けることを目的としており、施設の目指す方向性を示しています。また、サブテーマは、1軒が幼児から18歳までの男女混合、縦割りの子ども6人の「家庭舎」、2軒の家庭舎を「長屋」として、自然に助け合う互助の精神、子どもたちにとっても安らぎとなる緑を纏う暮らしを具体的に示し、職員の行動規範となっています。</p> <p>○トータルテーマやサブテーマは新任研修などで説明するほか、キャプテンの提示した施設の「デザイン・コンセプト」を外部向けスライドを見て繰り返し伝え、理解を図っています。</p> <p>○入所にあたっては、子どもや保護者等にホームページの提示やホームページの内容を印刷して手渡し、理念や基本方針を説明しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>○社会的養護や福祉の動向は、厚生労働省の通知やインターネットで把握し、施設長会や神奈川県説明会にキャプテンや職員が参加して情報収集に努めています。クワットロフォルマッジ（キャプテンの補佐を兼務する職員）やボランティア（長屋のリーダー）などが、国の政策や流れ、県の状況を把握し、人材育成や里親制度などを施設の現状と照らし合わせています。キャプテンは将来を見据えて日常的に福祉の動向に目を向けています。</p> <p>○事業計画では、入所している子どもの男女比、年齢学年別比、利用状況をグラフ化して示しています。行政に月報を報告する際には、入所している子どもの人数推移を報告しています。</p> <p>●設置法人の社会福祉法人茅ヶ崎学園として施設の年度ごとの決算書を作成しており、養育・支援にかかるコストを把握しています。また、施設入所を必要とする子どもの推移などの情報把握に努めていますが、分析には至っていません。今後、必要な分析などを行うことが望まれます。</p>	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】		
<p>○事業報告では、子どもの入所状況や子ども一人一人の活動（部活、習い事、塾、旅行、誕生日など）の費用、職員体制などの分析をして次期に反映しています。長屋（2軒の家庭舎）ごとに生活全般の予算を立て、職員の裁量で家計をやり繰りしています。子どもたちが社会との接点を増やせるよう施設外活動を奨励しています。</p> <p>○法人理事である職員が役員会に参加し、今後の経営課題などを把握しています。職員数や勤務体制などを常に検討しています。</p> <p>○家庭的養護については「子ども6人の家庭舎」を継続しています。また、職員数は最低基準より多くして子どもに寄り添う支援に努めています。今後さらに子ども一人一人にかかわれるよう、人員の確保や人材育成について検討しています。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】		
<p>○中・長期的ビジョンは「新しい家 デザインコンセプト」として、施設ホームページ（ホームページ）に掲載して、家庭的養護の推進に取り組み続けていることを表明しています。</p> <p>○厚生労働省の推進する「家庭的養護の推進」を継続し、「あたりまえの生活」に可能な限り取り組んでいます。社会的養護の側面からも、子どもたちを「外へ」という方向を変えず、社会や地域につながるよう取り組んでいます。</p> <p>●現在、キャプテンと職員は現状の長屋体制や里親についてなどを把握しながら現実を見極め、中・長期計画の策定を検討しています。数値目標や具体的な成果等を設定し実施状況の評価を行えるような内容を取り込んで策定することが望まれます。</p>		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】		
<p>○単年度の事業計画は、中・長期のビジョンを踏まえ、養育・支援の内容を変えることなく継続した上で策定しています。</p> <p>○事業計画には目標とする方針や体制、職員に望まれる姿勢や支援の考え方、財務状況や長屋単位の家計についても明確にしています。</p> <p>○事業報告に、各長屋の収支決算や子どもの活動状況、在籍状況、子どもがかかわる児童相談所別比率、子どもたちの進路など援助計画に関することなどを具体的に示し、事業計画と対比できるようになっています。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<p>○事業計画はキャプテンが策定し、職員に周知しています。また、策定にあたっては、ボランチ会議（キャプテンと長屋ボランチ）での意見を反映しています。</p> <p>○毎日の打ち合わせ会議（キャプテンと出勤の全職員）や長屋会議（キャプテンと長屋チーム）で、事業計画実施状況の振り返りや見直しを行っています。夏休み後には、「子ども全員のケース」を振り返り、必要な課題を見極めていきます。長屋ごとの家計については、半期に一度職員会議（キャプテンと出勤の全職員）で振り返りをしています。</p> <p>○事業計画を暮らしの指針とし、キャプテンが会議などで説明し、職員の共通理解に努めています。</p>		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】		
<p>○事業計画は、子どもや保護者など誰でも閲覧できるように、ホームページで公開しています。</p> <p>○施設では家の暮らしを実践しているため、子ども会や保護者会などを設定していません。事業計画の内容は、日常生活のなかで子どもに話したり、面会時に保護者に説明しています。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<p>○施設では標準的な実施方法として「養護の基本理念（職員心得帳など）」「プライバシーポリシー（個人情報に関する心得）」「健康度チェックリスト」などを作成し、養護の基本姿勢を明確にしています。それらをファイルして長屋に置き、子どもたちを養育・支援し、実施状況の振り返りを行っています。</p> <p>○長屋会議で課題をまとめて毎日の打ち合わせ会議で検討しています。討議内容を長屋に持ち帰って共有し、改善につなげる体制があります。</p> <p>○職員間で振り返りを行い自己評価につなげています。第三者評価は定期的に受審しており、その際には全職員が自己評価に取り組んでいます。</p> <p>○評価結果を分析・検討する場は設けていませんが、毎日の打ち合わせ会議やそのほかの会議で検討しています。長屋会議の評価で明確化した課題などは、長屋で記録し改善に取り組んでいます。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
<p>○施設で取り組む課題は、打ち合わせ会議などで職員間の情報共有を図っています。また、長屋ごとに必要な課題や改善策を記録しています。</p> <p>○課題や改善策はボランチ会議や長屋会議などで話し合い、改善に取り組んでいます。</p> <p>○改善策の実施状況はクワットロフォルマジ3名が把握に努め、ボランチ会議や職員会議で評価・見直しを行っています。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<p>○キャプテンは、トータルテーマや職員の行動規範、ホームページなどを作成し、施設の方針や取り組みを明確に示しています。また、ホームページに「新しい家 デザインコンセプト」として、キャプテンの思いや方針を掲載しています。</p> <p>○キャプテンの職務は管理規程の分掌事務や職員分掌に明示し、職員に周知しています。</p> <p>○キャプテンの補佐を行う職員（クワットロフォルマジ）を3名置き、職務分掌でも明確にして職員の取りまとめやキャプテン不在時などに対応できるようにしています。また、キャプテンは災害などにおける自衛消防隊組織の隊長として、組織図で明示しています。</p>		

<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○キャプテンは遵守すべき法令の理解に努め、関係機関職員などとの適正な関係作りに努めています。また、キャプテンは神奈川県施設長会に参加し、施設が法令を遵守しながら進むべき方向性を見極めていきます。クワットロフォルマジが国や県の政策などの情報を把握できる会議に参加しています。</p> <p>○キャプテンは、施設のサブテーマでもある「緑を纏う暮らし」の継続的な実現に向けて、施設内緑化推進など環境への配慮の取り組みをしています。</p> <p>○キャプテンは職員に、施設が児童福祉法に基づくものであることを前提に、子どもの権利条約や個人情報保護法、虐待防止法などについての理解を促しています。また、キャプテンは法令や法改正、事例などを幅広く収集し、必要に応じて会議などで職員に明確に発信したり、確認したりしています。</p>	
<p>(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○キャプテンは、打ち合わせ会議や長屋会議に参加して職員から日常の養育・支援の現状報告や意見を聞き取り、検討や助言をしています。</p> <p>○施設では、家庭舎で「我が家」の暮らしを実践していくために、全職員に対して養育・支援の専門職としての資質を求めています。職員間で養育・支援の相違がないように、中堅職員とベテラン職員がペアを組んで新任研修やOJTを行っています。</p> <p>○職員には、年2回以上の外部研修参加を義務付け、質の向上に努めています。職員は神奈川県児童福祉施設職員研究会の研修などに参加しています。</p> <p>○キャプテンは、職員がいつでも相談できる関係性を築き、職員からの信頼を得ています。</p>	
<p>② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○キャプテンは、事業報告や事業計画の作成時に人事や財務の分析を行い、施設運営の向上に取り組んでいます。</p> <p>○職員の働きやすい環境整備として、管理職ではなく、クワットロフォルマジ（キャプテンの補佐を兼務する職員）やボランチ（長屋のリーダー）を配置しています。また、職員個人の状況に応じた勤務時間などの勤務条件を検討しています。</p> <p>○子どもに関する業務については、職員一人に対して子ども3人以下という国基準を上回る配置をしています。</p> <p>○長屋ごとの家計のやりくりを長屋職員の裁量に任せています。長屋ごとに職員が話し合い、子どもたちの生活を司っているという責任感や共通意識がモチベーションを上げています。</p> <p>○キャプテンは毎日の打ち合わせ会議などでトータルテーマ「癒しのための巣作り」のコンセプトを伝え、養育・支援の向上につながるよう助言しています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>○人材確保は、ホームページを通して行っています。必要な人材についてはホームページの採用情報で公表し、職務内容や資格、待遇などを明確にしています。また、人員体制は事業計画に明示しています。</p> <p>○一つの長屋に新任職員からベテランまでが揃うよう職員を配置しています。長屋生活そのものがモチベーションとなり、職員の育成と定着につながるようになっています。</p> <p>○人材育成計画は策定していませんが、新任研修やOJT、各会議などを通じて子どもの共通理解を図り、職員が連携して養育・支援に取り組む仕組みがあります。</p> <p>○ボランチは、国が定める基幹的職員と同等の職務についており、中堅職員研修に参加して質の向上に努め、人員体制の充実につながっています。</p>	

②

15 総合的な人事管理が行われている。

b

【コメント】

○職員採用にあたって「ここで働くこと それを喜びとする方を求めます」と明示しています。また、小さな「家の暮らし」そのものが子どもたちの安らぎとなるよう、寄り添うことが職員の働きであるとしています。長屋クルー（生活援助職員）は、ボランティアを職員の目指す職員像としています。「職員のみなさんへ」という文書でも、期待する職員像を明文化しています。

○人事基準については、ホームページの職務内容に「子どもにまつわる生活のすべて」と明文化し、詳細も明記しています。待遇の項目には、働きの内容や給与、昇給、休暇などを明示しています。また、資格、職種によるランクづけがないことも明記しています。

●昇給の仕組みはありますが人事考課などの仕組みを作ってはいません。

○ボランティアが職員の生活や環境の把握に努め、夏休み以降職員の意向調査をして、キャプテンに報告しています。職員の状況に応じた勤務条件を検討する仕組みがあります。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

○長屋ごとにボランティアが休みの希望を取り、シフト調整をしています。また、5長屋のボランティアが集まり、就業状況や意向など全体の把握に努めています。休暇については、ホームページの「待遇」に明記していて、事務所職員が取得状況の管理を行っています。

○施設では「健康度チェックリスト」を作成し、職員自身によるチェックを促しています。長屋ごとにボランティアが長屋職員の様子の把握をして、声をかけています。職員同士やキャプテンと話しやすい環境を作っています。

○福利厚生制度を設け、福利厚生事業のほか神奈川県福利協会などに加盟して退職共済が利用できるようにしています。

○職員の状況に応じた勤務条件の検討を実施しています。また、出産や育児後などに復帰できるように支援しています。事業計画に記載のある人員体制などに反映しています。

○採用希望者には勤務時間を説明し養育・支援の現場を見学してもらい、納得してもらったうえで採用し、人材の定着につなげています。新任職員には中堅職員からできるだけ声をかけるように努め、気持ちの共有をしています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【コメント】

○期待する職員像は、施設で作成している「職員のみなさんへ」「職員心得帳」「ホームページ」などで明確にしています。毎年4月には長屋ごとに「やりたいこと 目標」を話し合い、職員会議で職員一人一人が取り組みたいことなどを発表しています。

○年度初めの目標は、年度末に長屋ごとに振り返り、職員会議で報告しています。また、長屋ごとに日常の中で振り返りを行っており、状況はキャプテンに報告しています。

○施設の目標や方針は、常にキャプテンが発信しており、キャプテンと職員、職員間でのコミュニケーションのもとで、職員は一人一人が何をすべきかを把握しています。新任職員には、新任研修やOJT、子どもたちと生活するなかで、ボランティアが寄り添い成長具合を確認しながらできることを増やしていく仕組みがあります。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

○「養護の基本理念（ケイスワークの基本姿勢）」に、職員の養護・支援のあり方を明示しています。また、事業計画や「職員のみなさんへ」に「期待する職員像」を明示しています。
○施設の養護・支援は「癒しのための巣づくり」をトータルテーマとしており、長屋の暮らしそのものをもって子どもたちの情緒の安定と穏やかな人間関係の醸成をめざしています。職員採用時の専門資格はホームページの採用情報に明記しています。施設では職種や男女での仕事の分担がないことや、資格をもっていても専門職や専任ではなく職員が同じように家庭舎の生活援助をしていくと明示しています。
○神奈川県児童福祉施設職員研究会研修は、職員に希望をとって運営委員が調整し、神児研研修表（年間研修参加計画）を作成しています。他の外部研修については、研修参加職員は研修報告書の提出を受けて、研修の評価・見直しを行っています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

○職員の有する資格については、入職時に把握しています。
○新任職員や経験の浅い職員には、長屋ごとに日々の暮らしの中でOJTを行っています。施設では職員一人一人に対して、年間で2件以上の外部研修参加を義務付けています。宿泊研修は3年目以上からとし、神児研を含む6団体の外部研修では、階層別や職員の水準、必要なテーマに沿った研修参加を促しています。
○外部研修のチラシを事務所に置いて情報を提供し、クワットロフォルマッジが受講についてのアドバイスをしています。また、職員が自ら参加したい研修を申請して受講し、職員一人一人の一年間の参加研修をまとめて記録しています。
○ボランティアやクワットロフォルマッジを配置して、スーパービジョン体制を作っています。職員が一人で抱え込まないような働きかけを行い、職員間で相談しあうことで職員一人一人が支援技術を向上させ、施設全体の支援の質の向上につなげています。キャプテンやクワットロフォルマッジ、ボランティアには、いつでも相談できる体制があります。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

○実習生の研修については、事業計画の「実習生の受け入れ」やホームページの実習生へのメッセージなどに、実習生についての考え方や基本の姿勢を明文化して、職員も理解しています。
○ホームページの「実習生へ」には、「実習生のあなたへ」のメッセージと実習に関する諸注意事項を掲載しています。また、「子どもに関する個人情報の取り扱いについて」で守秘義務などを明示しています。実習生には各家庭舎で簡単なオリエンテーションを行い、配属された家庭舎の生活に入り、子どもたちと過ごす中で課題を見つけて自ら掴み取ることを大切にしています。
○実習担当者はボランティアとしています。ボランティアは、実習生受け入れ時にどのような立場で関わるのかについて共通意識を持っています。1年目のボランティアには共通意識が持てるように、先輩ボランティアやクワットロフォルマッジが実習生への関わり方などを説明しています。
○実習生の学校とは日程調整など必要に応じて連携し、実習期間内に学校の巡回指導教官が来所した際には、クワットロフォルマッジなどが対応しています。また、ボランティアは実習生が記録した日誌の確認や評価票の記入、出勤簿などの確認をしています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
<p>○施設「ホームページ」に、理念、子ども達の日常を伝える写真付きコメント（ブログ）及び、「子どもたちへ（プライバシーポリシー）」、「法人概要」、「事業報告・事業計画」、「財務諸表等電子開示システム」、「第三者評価結果」などを公開し、運営の透明性を図っています。</p> <p>○研修で民生委員・児童委員が来訪する際に、施設の役割や活動等を説明し、理解を得ています。日常的に地域と触れ合う中で、施設の役割を伝えています。</p> <p>○毎年開催される松浪地区福祉ふれあいまつりに参画しています。開催日当日は施設パンフレットを持参して配布し、施設を知ってもらう機会となっています。</p> <p>●日々、子どもから聞き取った要望や職員から上がってくる改善課題は、毎朝の打ち合わせ会議や各種会議で検討し、改善策を話し合っていますが、公開には至っていません。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
<p>○事業計画にある職務分掌に職員の役割を明示し、周知しています。また、理事・監事・評議員の氏名と肩書、理事会開催状況、評議員会の議題を掲載しています。</p> <p>○年2回、長屋ごとの小口現金の使途を全員の子ども「個別の活動と費用について」として、決算しています。法人内部監査が年2回あり、監事監査結果を公表しています。昨年度は指摘事項はありませんでした。</p> <p>○税理士による外部監査を受け、経営改善に生かしています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>○事業計画に「社会との接点づくり（ファーム内で自己完結しないために）」として「外へ」を合言葉とし、友達との交流、習い事、地域活動、ボランティアとの交流など、地域住民としての地域参加を子どもにも促していることを明記しています。子どもたちは地域の一員として、住民と日常的に挨拶を交わし、地域の子供たちが施設の庭で遊んだり、施設の子供たちが遊びに行ったするなどの交流があります。学校行事等で職員も保護者と顔なじみになっていて、友達と遊ぶときなどの連絡もスムーズにできています。</p> <p>○松波地区の行事には積極的に参加し、地区の運動会には中学生が自治会対抗戦に参加したり、緑が浜フェスティバル、ビーチクリーンアップかながわなどの行事に参加しています。</p> <p>○近隣の買い物や理・美容院、図書館などには、子ども単独での行動を促しています。また、施設外でボランティアのピアノや学習指導を受けたりコンサートに出かけるなどの機会を作っています。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
<p>○ボランティア受け入れにあたっては、職員2名を受け入れ窓口とし、ボランティア受付カードと誓約書の提出を受けています。長屋専属として活動してもらい、一緒に食事をする、遊んでもらう、絵を描くほか、施設外でのピアノ指導や学習ボランティアの活動があります。子どもが一人でも多くの大人と個別に関わり、人間関係を広げていってほしいとの考えを重視しています。</p> <p>○学校との連携として、学習の進捗状況、学校生活などの情報交換、クラブ活動の応援、PTA活動への協力を事業計画に明示し、協力体制を築いています。役員も引き受けています。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<p>○子どもが相談できる窓口の一覧、学校、業者、病院などの関係先一覧を貼りだし、長屋で共有しています。</p> <p>○自治会の会議に参加し、運動会の審判を引き受けたり、防災リーダーの役割を担っています。自治会の祭りには模擬店を任せ、会場設営や買い出しを行っています。</p> <p>○事務所を地域自治会のAEDの設置場所として提供しています。汐見台青少年育成推進協議会の理事を担当しています。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】		
○地域自治会活動に参加する中で、地域の福祉ニーズの把握に努めていますが、十分ではありません。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
<p>○施設を、自治会会議、フラダンス、コーラスグループに貸し出しています。また、毎年、180名程度の実習生を受け入れています。</p> <p>○施設の連絡先を知っての不特定の子どもからの電話相談や、保育園からの虐待ケースの相談に乗り、児童相談所と連携して対応しています。</p> <p>○地域の防災リーダーとしての役割を担っています。事務所を地域自治会のAEDの設置場所として提供し、いつでも対応できるように、職員が救命救急の講習を受けています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>○理念は「癒しのための巣づくり」、サブテーマは、「子ども6人の家庭舎・緑をまとう暮らし」で、子どもを中心に置いた「家の暮らし」により養育・支援に取り組んでいます。</p> <p>○子どもの権利等を示した「子どもたちへ（生活ガイドライン）」、「ケースワークの基本理念」、「品質保障宣言」、「職員心得帳」、「職員のみなさんへ」などに、職員の基本姿勢を明示しています。</p> <p>○理念方針、職員の養育姿勢等は、職員には、毎日の打ち合わせ会議で確認したり、キャプテンが説明しています。また、長屋での暮らしを通して先輩職員が後輩職員に伝え、新任職員へは、クワットロフォルマジが研修を実施しています。</p> <p>○子どもの基本的人権については、「子どもたちへ（生活ガイドライン）」に明示し、子どもに分かりやすい言葉を使って説明しています。</p> <p>○児童相談所職員が委員として参加し、施設の子どもの権利侵害について評価・検討する、権利擁護委員会「ちがさきタグポート*」を年4回開催しています。</p>		

<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>○子どもや保護者には入所時に、子どもにもわかりやすい表現で守秘義務やプライバシーを守ることを明示した「プライバシーポリシー」を説明しています。 ○「個人情報に関する職員心得」に、職員が守るべき内容を規定しています。 ○小学生以上は2人部屋または個室となっていて、プライバシーを守る空間を確保しています。幼児は個別対応で、排泄等の対応は、一人ひとりについて支援しています。</p>	
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>○ホームページに、施設の紹介やコンセプト、生活ガイドラインを掲載しています。生活ガイドラインには、写真を多用し、漢字にはフリガナをふっています。ホームページは、入所前の子どもの不安を少しでも取り除くことを目的に子ども向けに立ち上げたので、言葉の使い方など、子どもが理解しやすい内容となっています。 ○一時保護中は、利用予定の長屋の職員が顔合わせに一時保護所に出かけています。乳児院からの措置変更など、幼児は特に不安のないよう、一緒に遊んだり同じ家庭舎の職員が出かけ、関係性の構築に努めています。 ○入所前の慣らし保育や見学は、子どもや施設職員の要望、意向をくみ取り、行っています。</p>	
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>○子どもの意思決定や同意は、児童相談所が担っています。入所にあたり、施設見学を行い、施設での生活の様子、通学する学校の説明をし、自己決定できるよう支援しています。 ○緊急一時保護の場合には入所理由を伝え、子どもの要望は、児童相談所に伝えています。 ○受け入れチェックリストを利用し、子どもの情報は「ケース記録別紙」に記録しています。児童票は職員に回覧し、情報は打ち合わせ会議や日誌で共有しています。 ○幼児で意思決定が難しい場合は、慣らし保育を通して施設に馴染んでもらい、様子を見ています。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>○18歳で社会人となり措置解除された場合も、生活が落ち着くまで、卒園前の家庭舎で自立訓練できる環境を整えています。 ○措置変更などは、子どもの最善の利益を鑑みて、子どもにふさわしいかを判断しています。里親不調の場合は、再度、施設に受け入れています。退所時の引継ぎ手順は、事業計画に定めています。 ○退所後も、実家としていつでも帰ってきてよいことや、相談があれば長屋の職員がいつでも相談に乗ることを伝えています。メールやライン、電話での日常生活の報告や相談があるほか、施設近隣に来た時に寄ったり、宿泊していく卒園生もいます。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果 b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>○子どもの権利を守るために、「ちがさきタグポート*（権利擁護委員会）」で毎月1回、全員の子どもに聞き取りを行っています。子ども同士の権利侵害に焦点を当て、子どもの所属する長屋以外の職員が1対1で聞き取っています。聞き取る職員は、半年ごとに変えています。同時に、暮らしの質の向上について、意向を聞いています。 ○子どもの生活についての意向は、日常や、食卓を囲みながら話をする（家族会議）の中で聞き取りに努めています。普通の家庭での暮らしの中で、子ども会はそぐわないとして、開催はしていません。 ○日常や「ちがさきタグポート*」で聞き取った子どもの意向は、打ち合わせ会議や会議で職員全体で検討しています。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【コメント】

○苦情解決委員会「ちがさきタグポート」を設置しています。苦情解決責任者はキャプテンで、受付窓口を全職員としています。「ちがさきタグポート」の仕組みについて、子どもや保護者にさらに分かりやすく説明することが望まれます。
○「ちがさきタグポート*（権利擁護委員会）」は、内部委員会を月1回、県内各児童相談所職員が参加する本委員会を年3回実施し、聞き取りの評価・分析を行い、改善に取り組んでいます。
○苦情対応相談窓口を一覧表にして、各家庭舎の電話のそばに掲示しています。児童相談所の連絡先一覧を家庭舎の電話の横に貼り出しています。現在、「かながわ子どもサポート」の連絡先を掲示していますが、新たな人権相談窓口も増えていることから、見直すことが望まれます。
○苦情内容は、日誌やケース記録に記録しています。

②

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

【コメント】

○「生活ガイドライン（キミの権利と責任）」に、施設の職員に相談できること、および、外部の相談先として、自分の家族、児童相談所、警察、学校の先生など、だれでも信用できると思える人、友達に相談できることを明記しています。
○「生活ガイドライン（キミの権利と責任）」は、入所時に子どもに伝えるとともに、印刷して長屋に置いています。
○話を聞く場所は、基本的に子どもが決めています。事務所や自分の部屋、家から離れた心理室、施設外などを使用しています。

③

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

○職員は日常の中で、子どもの行動やいつもと違う様子を見逃さず、声をかけて悩みや相談事がないかの聞き取りに努めています。事務所にキャプテンが常駐していて、直接キャプテンに相談に来る子どももいます。高齢児では、夜、他の子どもたちが寝静まったころ合いを見計らって相談に来ることもあります。
○「ちがさきタグポート*」で毎月、アンケートを実施し、暮らしについて100点満点で評価してもらい、その理由と改善のための提案を聞いています。
○子どもの要望は、その都度、長屋で解決に向けて話し合っています。その場で決められないことは、職員で検討することを伝え、受け入れる場合も受け入れられない場合も、子ども個々に理由を説明しています。
○苦情解決の手順は、新任研修で説明するとともに、OJTでの学びを大切にしています。また、毎朝の打ち合わせ会議で、共有しています。
●苦情対応手順をわかりやすく示した文書の作成が望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①

37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【コメント】

○リスクマネジメントに関する責任は、長屋で体制整備をすることとしていて、最終責任者はキャプテンとしてます。
○地震発生マニュアル、「救急法」（救急法、健康関連、ケガ、病気、感染症予防、急変時対応等）、「お馬のけいこ（事故防止マニュアル）」を整備しています。
○打ち合わせ会議で毎日、ヒヤリハット報告をしています。ヒヤリハット、報道情報、交通事故報道などを例に、発生原因の分析、再発予防策を検討しています。
○安全対策の評価・見直しは、防災委員会で行っています。
●ヒヤリハット報告や事故防止策の検討や改善課題について、定期的な評価・見直しが望まれます。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>○感染症対策は、キャプテン、栄養士が責任者となり、0157対策や、弁当の管理方法を職員に周知しています。 ○インフルエンザ、プール熱などの感染症対策と対応については、「救急法」に明記しています。 ○子どもたちとうがい手洗いの習慣がつくよう、手洗い場に、手の洗い方、うがいの仕方のポスターを張り出しています。 ○行政等からの感染症情報、ノロウイルス対策や吐しゃ物処理方法を共有し、対策を打ち合わせ会議で学んでいます。 ●感染症対応マニュアルは、最新の情報を取り入れるためにも、定期的に見直すことが求められます。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>○毎月、地震、火災、津波を想定した避難訓練を実施し、年1回、炊き出し訓練も行っています。地域の防災リーダーを担当し、年1回は、地域の防災訓練に参加しています。自治会で開催するAED講習会に新任職員が参加しています。 ○キャプテンを隊長とする自衛消防組織があり、全職員の分担係・役割を決めています。 ○毎月2回、171伝言ダイヤル訓練を行っています。一人で外出できる子どもすべてが対象で、非常時に備えて、繰り返し訓練しています。スマホを携帯する場合は、スマホ171が利用できるよう使い方を教えています。 ○災害時の備蓄として、子ども一人一人に避難用デイバッグを用意し、各自のベッド横に装備しています。3日分の食料と水、防寒用シートを入れています。施設としては、救急箱、簡易トイレ、七輪、カセットコンロなどを備蓄し、リストを作成しています。 ●非常時対策を明確にしていますのでそれらを取りまとめ、「事業継続計画」(BCP)として策定することが期待されます。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>○養護・支援の標準的な実施方法は「養護の基本理念(職員心得帳)」として、ケースワークの基本姿勢、子ども像、処遇のポイント、記録の書き方などをまとめ、「品質保証宣言」で職員の基本姿勢を文書化しています。また、「ロロくんへ」「ペペへ」という仮想的ながみでも明示しています。 ○子どもの権利擁護については「生活ガイドライン(キミの権利と責任)」で暮らしに則した姿勢を示しています。個人情報の考え方や扱い方については「プライバシーポリシー」で説明しています。 ○養護の基本理念などは新任研修や長屋OJTで学ぶ機会を設け、養護の基本理念などをまとめたファイルを個人所有として配付しています。また、毎日の打ち合わせ会議や職員会議、長屋会議などで職員に周知を図っています。 ○適切な養育・支援についての振り返りは、日常的に長屋ごとに実施して確認しています。また、打ち合わせ会議ではキャプテンが確認したり指導をしたりする機会を設けています。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>○「養護の基本理念」はキャプテンが作成し、新任研修を実施する際に職員が読み返し、見直しをしています。 ○自律援助(自立支援)計画は全児童を対象として、キャプテンを含む全職員で策定しています。自律援助計画は、年間計画・月間計画(ケース記録)と連動していて、必要に応じて養育・支援の実施方法に自律援助計画の内容を反映しています。 ○子どもの意見などは、日々の生活の中でくみ取るように努めています。子どもや職員の意見は、毎日の打ち合わせ会議で報告し、キャプテンの意見も聞いたうえで、標準的な実施方法の見直しに反映しています。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【コメント】

○「自律援助計画」策定はキャプテンを責任者としています。「入所の受け入れ手順」を作成し、児童相談所からの「受け入れチェック票」の情報を参考に施設職員が必要事項を聞き取り、内容を確認しています。受け入れにあたり、通学先学校、医療機関、児童相談所などと協議を行い、子ども・保護者との面談を実施しています。
○自律援助計画の項目は、子ども一人一人のニーズを反映できる書式となっています。子どもの意向は、初回面談時や入所前見学时に聞き取っています。また、入所後1か月間の生活の中での聞き取りや観察で子どもの意向の収集に努め、計画に反映しています。
○自律援助計画は、入所1か月後にケースミーティングで検討し、受け入れ長屋のボランティアが中心となり長屋職員でチームを組み、専門職の助言も入れて策定しています。
○支援困難ケースは、施設見学时などに子どもの様子を観察し当施設での生活が適当かを検討し、長い目で見て子どもにとって当施設での受け入れが最善かを判断しています。入所が決定した場合は、職員がほぼ、個別対応しています。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

【コメント】

○自律援助計画は、長屋の職員が日々一緒に暮らす中で子どもの生活の様子を見て、長屋会議で振り返りをしています。
○自律援助計画は、自律援助会議として1年に1回長屋チームとキャプテンで見直しをしています。「自律援助計画策定にあたっての留意点」には、計画の立案、評価、見直しの繰り返しをすることや本人、児童相談所、学校などを交えて検討することを明示しています。子どもの意向は、日ごろから職員が生活の中で子どもに話しかけてくみ取るようにしています。
○長屋職員がチームを組み、策定や見直しを実施することで、長屋職員は内容を常に共有しています。毎月長屋会議を実施しており、緊急に変更が必要な場合にも対応できる仕組みになっています。
○自律援助計画の評価・見直しにあたり、長屋ごとに毎月ケース記録をつけ、ケース検討をして実施状況や課題を明確にしています。自律援助計画は、基本的な情報及び現状の課題を明らかにし、3～6か月の短期目標、6か月～1年の中期目標、3年程度の家庭復帰を目指した長期目標を立てています。また、ケース記録でも月ごとの目標を立てています。養育・支援の実施状況をケースごとに検討し、個別の検討課題はケース記録に記載しています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

○個別の健康記録表とケース記録は施設で統一した書式を使用しています。子ども一人一人の様子は各家庭舎の日記に記録し、月1回ケース記録にまとめています。長屋ごとに12人の子どものケース記録を各長屋職員が担当し、職員相互で確認しながら記録しています。
○ケース記録は自律援助計画の一環と捉え、子どもの日常の様子をありのままに記載することで、自律援助計画の「現状」把握となっています。ケース記録には「子どもたちの成長の軌跡」と職員の「援助の実際と反省」を記録することになっています。養護の基本理念には、ケース記録の書き方や観察のポイントを示しており、職員による記録の差異が生じないようにしています。
○職員間で共有が必要な情報は、毎日の打ち合わせ会議で適時に発信、共有しています。打ち合わせ会議での内容は長屋ごとに記録し、会議に参加できなかった職員には、長屋ごとの引き継ぎ時にすみやかに伝えています。情報は事務所に集約し保管をしています。また、職員は必要時に事務所で管理している情報やネットワークシステムを利用した情報を閲覧できます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
<p>○個人情報の心得に、外部からの問い合わせ、個人情報の持ち出し、退職時などの対応についての規定しています。長屋全体での個人情報の取り扱いを決めて対応し、土、日、祝日は当番長屋が電話対応することとしています。</p> <p>○記録管理の責任者はキャプテンとし、記録などの書類は事務所別室に施錠して保管しています。記録などの廃棄は行政文書に合わせて5年としています。</p> <p>○記録の管理については、新任研修時や長屋での生活の中で職員に周知しています。また、新任職員が宿直に入る時は、再度個人情報の心得を伝えています。通院時に必要な母子手帳などを持ち出すときは「持ち出し一覧」に記入して、事務職員に伝えています。</p> <p>○子どもや保護者には、入所時や入所後にほかの子どものプライバシーを守ることや、携帯（スマートフォン）などで子どもの写真を撮らないことなどを含めて説明しています。また、ホームページには「プライバシーポリシー」を「入所するキミとその保護者へ」として、わかりやすい説明と施設全職員の誓いを載せています。</p>		

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】	
<p>○子どもの権利擁護については、「生活ガイドライン」や「プライバシーポリシー」を作成し、いつでも職員が確認できるように各長屋に置いています。また、ホームページでは子どもに向けて「子どもたちへ」というメッセージで子どもの権利を載せて職員に周知しています。</p> <p>○「ちがさきタグポート*」（権利擁護委員会）を設置し、子ども同士の権利侵害（暴力・いじめ）、特に被害感に焦点を絞った援助を実施しています。毎日の打ち合わせ会議や月1回の長屋会議で養育・支援の振り返りを行い、常に確認しながら生活しています。</p> <p>○「ちがさきタグポート*」では毎月1回、すべての子どもを対象として、アンケートや子どもと職員が1対1での聞き取り調査を実施しています。実施後には職員間で内容を共有し、即時検討して対応しています。権利侵害の防止の第一として、目の前の大人（職員）が確認することと捉え、職員は家庭舎での子どもたちの様子に目を配っています。</p> <p>○当施設はキリスト教精神に基づく施設としてクリスマスや礼拝などを行っていますが、家庭の文化の一つと捉えています。宗教行事に参加したくない子どもには理由を聞いて強制することはありません。また、学校行事などを優先しています。</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	第三者 評価結果
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】	
<p>○権利については、日常の中で子どもたちに分かりやすい言葉で説明しています。</p> <p>○はがき付きの権利ノートは児童相談所から子どもたちに配付し、個人で所有しています。子どもの権利についてわかりやすく説明した「子どもたちへ（生活ガイドライン）」を作成し、いつでも閲覧できるように長屋に置いています。「子どもたちへ」は、子どもに語りかける口調の文章で、漢字には仮名を振り、イラストや写真を用いて、子どもの権利条約を例に、具体的に紹介しています。</p> <p>○子どもの権利について、職員間で定期的に学習する機会は設けていませんが、新任研修や生活の中で職員間で日常的に話をしています。</p> <p>○子ども6人の家庭舎での暮らしが、子どもたちに安心感や安定を与える場となっています。また、長屋の互助体制があることで、子どもや職員の安定につながり、子どもが大切にされていると感じ、育つ土壌となっています。</p> <p>○異年齢・縦割り・男女混合の家庭舎で、障がいのある子どもも一緒に生活することで、自分が存在することを肯定できるようにしています。家庭舎の生活の中で、年上の子どもが年下をいたわる関係が築けるように、養育・支援しています。子どもたちが話し合い、小さな子どもを思いやって旅行先を決めたり、風呂の順番を譲ったりしています。</p>	
(3) 生き立ちを振り返る取組	

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

○子どもには、入所時に入所事由を説明しています。また、子どもとは暮らしの中で様々な話題について話すことで、子どもと職員の関係を築き、子どもが話を受け入れられるよう努めています。
○真実告知は、個々の状況に応じて、伝える時期や内容を児童相談所と協働で検討し、進めています。長屋チームのなかで子どものキーパーソンとなる職員を見極めて対応し、伝え方や内容などはキャプテンも含めて長屋会議などで検討しています。また、子どもに伝えるときは、児童相談所の児童福祉司も同席することとしています。
○事実を伝えた後は、職員が子どもの変化を注意深く見守り、子どものペースで生い立ちを受け入れられるように支援しています。職員は子どもの気持ちに寄り添いながら、措置前に生活していた場所に同行したり通学していた学校を訪れ一緒に教師に会ったりすることもあります。
○子ども一人一人のアルバムを用意し、家庭舎ごとに子どもの手の届くところで保管しています。写真は子どもの成長の記録となるため、職員は一枚でも多くの写真を撮る意識をもっています。入所後の写真や一時帰宅時の写真などを整理したり、アルバムを見ながら子どもと一緒に子どもの成長を振り返って、生い立ちの整理につなげています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

○「養護の基本理念」や「品質保証宣言」で職員の体罰の禁止や言葉による虐待の禁止などを明示して、職員に徹底しています。施設では就業規則に人事規程を定めていて、職員による体罰や不適切なかかわりがあった場合は、キャプテンが検証し、処分を行う仕組みがあります。
○不適切な事例などは、打ち合わせ会議でキャプテンが発信し、職員にも周知しています。また、児童相談所と主管行政窓口で報告する体制があります。長屋ごとの互助体制の中で不適切なかかわりの防止に努め、小さなことでも不適切と思われるときは職員相互で連絡を取り合い、注意喚起しています。子どもを叱らなければならない時の対応は、職員心得帳に明記して職員に周知しています。職員はペナルティーを与えることなく、子どもが安心していられる場所として、言葉をかけるように努めています。
○子どもが自分自身を守る方法や具体例は、家庭舎の生活の中で個別に説明しています。子どもが自分自身で訴えることができることや相談できる関係機関を伝えています。各家庭舎には、子どもがいつでも連絡できるように固定電話を設置し、連絡先として児童相談所など関係機関一覧表を掲示しています。
○児童相談所が委員として参加する「ちがさきタグポート*（権利擁護委員会）」を設置し、権利侵害を含む子どもの聴き取りの分析・評価を行っています。
●「子どもたちへ」には、子ども自ら児童相談所や権利擁護委員会に連絡できることを明記しています。第三者機関として外部の権利擁護機関が利用できるよう人権ホットラインの電話番号も掲示しています。新しい権利擁護機関もできていることから、連絡先の見直しが望まれます。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

【コメント】

○1軒の家庭舎で6人の子どもたちが職員と一緒に暮らし、食卓の団らんを大切にされた家庭のような「我が家」の暮らしを実践しています。また、子どもは職員と食材を買いに行ったり、自分の意思でできるときに食事や掃除の手伝いをしたりしています。旅行などは家庭舎ごとに子どもたちと話し合い、行先を決めています。

○職員は日常の中で子どもの声を聞き取る姿勢を徹底し、家庭舎の暮らしの中で日々会話をし、子どもたちの意見や要望の把握に努めています。小集団での暮らしは、子どもが自分の気持ちを表現しやすく、職員も子どもの意向を捉えやすい体制となっています。また、長屋職員に言えないことでも「ちがさきタグポート^{*}」では、ほかの長屋職員と話す機会があります。

○子どもたちは、それぞれの興味や関心のあることを職員と話しています。施設では「外へ」を合言葉に、子どもたちが社会の一員であることを自覚したり、社会との接点を増やすことを積極的に心掛け習い事を奨励しています。子どもたちはピアノやスイミング、サッカーなど様々な習い事や部活などに行っています。また、子どもたちは、職員やボランティアと要望に応じた外出もしています。地域のボランティアに参加する子どももいます。

○子ども一人一人の小遣い帳があり、職員が管理しています。また、子どもたちが確認できるように、個別にお小遣い帳のファイルも作成しています。お小遣いの使用については、いつでも職員に相談できるような関係性があります。退所が近い子どもには、自分自身で金銭管理ができるように、パソコンでシミュレーションをしています。また、家を借りるときには、家賃や敷金が必要なことや、食費、光熱費などについても細かく説明しています。施設では長屋ごとに職員が家計をやり繰りしており、子どもたちは間近で暮らしを紡ぐことを見えています。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

○受け入れにあたっては、事前に児童福祉司などから情報収集し、「受け入れチェック票」や見学時に、子どもの置かれている状況や様子の把握に努めています。入所前の子どもの不安を少しでも軽減したいとの思いから、子どもに理解しやすく安心できるように写真などを多く使用したWebサイトを開設しています。入所が決まったら、職員がホームページや紙資料で施設紹介を十分にしています。入所前に施設に来てもらい、ほかの子どもと一緒に遊んだり、おやつを食べたり、学校を見学して子どもの不安の軽減につなげています。また、乳児院からの措置変更では、乳児院の行事に出かけたり、短時間の慣らし保育から始めています。

○入所当日は入所する子どもの好きなメニューを「ウェルカムメニュー」として用意しています。

○子どもが入所前までに築いてきた人間関係継続は、子どもの置かれている状況などを考慮し、子どもの要望がある場合はできるだけ対応するように努めています。乳児院からの子どもは、乳児院の担当者と月1回面会できる機会を設けています。

○子どもや保護者から家庭復帰の相談を受けた場合は児童相談所に伝え、連携して進めています。家庭復帰後は自治体の制度を紹介し、利用を勧めています。復帰検討から復帰後の子どもの様子を記録し、必要に応じて支援継続をしたり関係機関と連携を図り、関係者会議に参加することもあります。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

○子どもが高校2年になると、進学か就職かを子どもと相談し、子どもの目的に合った資金の準備をシミュレーションしています。また、高校3年には長屋チームでかわりもち、その子どもの弱点や困ることを捉えて、退所後の準備として話をしています。
 ○子どもが退所後に必要とする支援に合わせて、福祉事務所や行政障害福祉課、福祉団体などと連携しています。退所後の相談は担当した職員が一人で抱え込まないよう、他の職員とも情報共有しています。退所後の子どものトラブルには、施設として職員が対応しています。
 ○子どもには、退所後に「いつでもきていい」ことを伝えていきます。施設には、泊りも含めて遊びに来る子どもが多く、子どもにとって「実家」のような気持ちと捉えています。突然の来訪やもちつきなどの行事参加、電話連絡なども受け入れています。行事以外に来所した子どもは、もとの家庭舎で受け入れて、子どもたちや職員と過ごしています。
 ●それぞれの担当した職員が子どもの状況を把握し、何かある場合は口頭でキャプテンに伝え、職員全体でも情報共有していますが、退所者の状況や相談を記録する仕組みは整備していません。職員がかわっても退所後の子どもの状況が把握できるような記録の仕組みの整備が望まれます。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

b

【コメント】

○子どもの生育歴（これまでたどってきた道のり）を児童票から読み取り、子どもの現状把握に努めています。
 ○長屋での生活の中で子どもの言動に寄り添い、子どもの課題を察知できるよう、チームとして子どもの理解に取り組んでいます。
 ○「職員心得帳」に、「その子の背景や置かれている立場を常に頭に入れて、愛情深く見守ることこそが我々の仕事」であることを掲げています。「健康度チェックリスト」には、「子供とともに過ごす、子供と一緒に悩むことができる、子どものウソ・失敗を許せる、子どものありのままを受容し援助しようと努力する」などを項目として挙げ、自己チェックに生かしています。
 ○子どもが職員に伝えた内容を共有し、子どもには統一した対応をしています。自分から感情を表出できない子どもには、子どもと職員が少人数で一緒に生活している中で、その子どもの言動から予測に努めています。
 ○自分の気持ちや考えを話しやすいかのアンケート結果は、小学生は50%、中学生では60%、高校生では50%となっています。

② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

○幼児は、日中はほぼ職員が1対1~2で子どもと密に関わり、食事や排せつなどの基本的欲求の充足に努めています。子どもは職員と一緒に食卓を囲み、排泄の習慣がつくよう支援し、必要な睡眠が取れるよう環境を整えています。
 ○幼児と、小学生は希望で、長屋の畳部屋に布団を敷いて就寝しています。職員は添い寝して、子どもが起きたときすぐに対応できるようにしています。
 ○生活の決まりは、長屋ごと、子どもごとに決めています。子どもによって約束事が違うので、その理由をわかりやすく伝えていきます。
 ○長屋に裁量権は任されていて、事後、キャプテンに報告することになっています。外出や買い物、通院などは、基本的に個別に行っています。

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

a

【コメント】

○子どもができることはやってもらい、できないところはできるように見守り、職員が助けることを伝えています。
○職員心得帳に、「子どもを威圧していないか、叱るときは子どもの逃げ場を用意しておくこと、褒める材料を探すこと」等を掲げ、職員は子どもの理解に努めています。
○子どもへは、感謝の気持ちを言葉で表し、手伝ってもらって助かったことを伝えています。
○子どもが達成できる体験から初め、職員が褒めることで自分に気づき自信を持って、自分を認められるようになるよう支援しています。
○朝は3~4名の職員が長屋に入り、子どもたちを支援しています。専門職員も長屋勤務に入るようになっていて、日常的に複数の職員が養育・支援にあたる体制となっています。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

○養育・支援は、子どもの年齢、発達に応じて個別に行っていて、統一したプログラムは作成していません。
○子どもから要望を聞き、個別対応しています。一緒に遊ぶ、バイオリンを習いたい、塾へ行きたい、公園に行きたい、プールで遊びたいなど、さまざまな子どもの要求に、職員やボランティア等で対応しています。
○事務所と同じ建物「アンベロス」に、子ども向けの図書、インターネット回線、DVDを常備しています。各家庭舎にも図書や絵本を置いています。子どもの玩具は、幼児は畳の部屋の自分の決められて場所に、個室利用の場合は個室に置いています。
○幼稚園は、子どもにとっての最善の利益を考え、通園するか施設で個別対応するかを、園の特色も含め検討しています。
○子どもの要求に早急に対応できない場合は、子どものその趣旨を伝えています。現在、高齢児から携帯の持ち方、Wi-Fi環境の設定などの要望があり、子どもの意見を聞きながら職員会議で検討しています。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

○幼児から日常的に外出し、公共機関を利用したり、買い物する中で社会を知る経験を持っていて、自然に社会常識や規範が習得できるようにしています。
○職員が近所づきあいで挨拶を交わすことを身近で見たり、エレベーターと一緒に乗って使い方を身に付け、交通ルールや交通機関の利用の仕方を知るなど、日常の経験から一人で利用できるようになっています。
○各家庭舎に電話があり、友達との連絡などに使っています。職員は、対応の様子などを聞きながら、常識的な対応の仕方を子どもたちに伝えています。ネットやSNSの使い方は個別に、理解できるよう話しています。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

○食事は、子どもたちは職員と食卓を囲み、できるだけそろって「いただきます、ごちそうさま」ができるように声をかけています。子どもたちは職員と一緒に、学校のことや食材のことなどを話題としながら食べています。アルバイトや塾で遅くなったり早く食べなければいけない理由がある場合は、作り置きしたり一人分を別途調理するなど、個別に対応しています。その際は、孤食にならないよう、リビングに職員がいるようにしています。
○献立は、長屋代表が集まるキッチン会議で話し合った子どもの嗜好などを参考に、栄養士が作成しています。日常の中で好き嫌いを聞き取ったり残食状況から、長屋ごとに献立を調整しています。
○オープンキッチンなので、自然と調理の様子がわかったり、関心が持てる環境になっています。中高生は、自分たちで作り方を調べたり、キッチンにある材料を工夫して、クッキーやケーキなどのおやつを作ることもあります。職員は、質問があれば一緒に調べたり教えています。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

○衣類は、季節に合わせて衣替えをしたり、購入しています。子どもと職員が個別に買い物に行き、子どもの好みや、日常着る服、外出用の服など、TPOに合わせたものを購入しています。
○子どもが自分の好みを主張するときは意向をくみ取り、職員の判断や他の職員と相談しています。ブランド物購入の希望なども、むげに否定することなく、金銭感覚を身に着けられるよう対応し、その子どもの気持や物に対する考え方などを考慮して決めています。
○ワイシャツのアイロンかけ、ボタン付け、穴あきの修理などは家庭舎ごとに行っていて、子どもも作業の様子を見ることが出来る環境があります。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

○嘱託医の健診を年4回受けています。長屋で毎月、身長と体重測定を行っています。予防接種の状況を記録し、必要時接種しています。インフルエンザの予防接種は、嘱託医の判断で実施しています。
○食物アレルギーのある子どもには除去食を提供しています。肌が弱い子どもには、専用石鹸を使用しています、目、鼻などのアレルギーのある子どもは、病院を受診して薬をもらっています。専門科を含む種々の病院を受診しています。高齢児では、処方された薬の管理を任せ、職員が飲んだかを確認しています。絆創膏は、子どもが自分で貼れるように手の届くところに置いています。ダイアップを常備しています。
○医療や健康に関する職員研修は、打ち合わせ会議や職員会議で行っています。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

○各家庭舎は、男女混合縦割りとなっていて、普段から自然に生活しています。
○性は生ととらえ、日々の生活で職員が自身を中心となり、その時々や年齢で必要なことを子どもに個別に伝えていきます。小さいうちから、自分を守ることの大切さや、責任を持つことの重要性を発達に応じて話しています。男女交際が始まった様子などを推測し、同性職員が、子どもの性に関する理解度を探りながら、心配している事を伝えています。
●施設として子ども向けの性教育カリキュラムは実施していません。職員会議や朝の打ち合わせで、性に関するトラブルが報告されたときに取り上げ、対処方法を検討しています。養育・支援の専門職として、どの職員も自信をもって性に対して統一した対応ができるよう情報や対応策の共有が望まれます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

○子どもによっては怒りのコントロールがうまく機能しない場合もあり、他の子どもに影響がないよう、タイムアウトできる自室に戻るよう促し、職員が話しをしています。生育歴や障がい特性、家庭環境の把握に努め、子どもにとって必要なことを見極め、チームで対応しています。
○職員心得帳に子どもへの対応と、体罰禁止、子どもが暴れたときの対応を明記しています。それらは新任研修で学ぶほか、OJTで先輩職員が日々の暮らしの中で後輩職員へ伝えていきます。キャプテンから、打ち合わせ会議でアドバイスを得たり、悩みを聞いてもらう体制があります。
○児童相談所の児童心理司や児童福祉司と連携して、子どもにとってより良い方向性を探っています。

<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>○異年齢、男女混合の子ども6人の家庭舎で、子ども同士の葛藤が生まれにくい構成に配慮しています。室内構造は、廊下から居室への出入りがわかるような造りになっています。</p> <p>○家庭舎での職員とのつながりを通して信頼関係の構築に努めています。困難ケースには、キャプテンはじめ、全職員でチームとして取り組む体制があります。</p> <p>○児童相談所や学校など関係機関と連携し、治療の対応や措置変更を検討することもあります。</p> <p>●一部ですが、自分の思いを伝えられないとの子どもの意見があります。更なる検討が望まれます。</p>	
<p>(8) 心理的ケア</p>	
<p>① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>○入所時に、児童相談所から心理診断書の送付を受け、子どもの心理的課題を把握し、自律支援計画書に反映しています。心理的ケアには、児童相談所の児童心理司や外部機関を活用することとしています。</p> <p>○心理担当職員を配置しています。敷地内に、心理相談室を設け、児童相談所児童心理司の面接を受けています。</p> <p>○必要に応じて、児童心理司や通院している精神科医師、ことばの教室などから助言を受けています。</p> <p>○保護者には、児童相談所を通して、子どもの様子を伝えています。</p>	
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	
<p>① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>○子ども部屋には一人一人の机を置いています。多くの子どもが職員の居るリビングで勉強しています。受験生の子どもの要望に応じて、親子室や事務所を学習の場として提供しています。</p> <p>○学校とは日常的に連携し、子ども一人一人の学力を把握しています。小学生は学習習慣が身につくように、家庭学習として子どもの学力に応じた教材を提供しています。中学生からは、ほぼ全員が地域の学習塾に通っています。職員が子どもに合った学習塾を見極めて情報を提供し、塾を選んでいきます。</p> <p>○宿題の提出などについては、社会契約の一つであると子どもたちに伝えています。職員は、子どもの発達状況に応じて忘れ物や宿題の提出に対して、声かけや確認をしています。</p> <p>○障がいのある子どもには、制度のなかでキャプテンと相談しながら子どもに合った通学先を選択しています。</p>	
<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>○進路決定にあたっては児童相談所などの関係機関と連携して支援しています。事業計画の中で、進路協議として入学や進学、退所状況における協議すべき内容や関係機関、社会資源などを明示しています。本人、親、学校の意向や判断を反映し、長屋会議で自律援助計画を策定しています。</p> <p>○子どもの進路によって、奨学金制度や参考資料、情報を収集し、情報提供しながら十分に話し合っています。経済的な援助の仕組みの情報を子どもに提供し、子どもが進路決定して必要な支援を受けられるように努めています。</p> <p>○進路決定後も、長屋職員が相談に応じて支援しています。中卒や高校中退の子どもについては、児童相談所の許可を得て、就労しながら施設入所を継続する仕組みがあります。施設退所後の再度受け入れ、措置変更後の再度受け入れもあります。</p> <p>○高校卒業後も進学を希望する子どもについては、児童相談所と協議しながら、子どもが希望する進路の実現を支援しています。奨学金などの経済面だけでなく、居住設定など情報提供し、一緒に家探しをすることもあります。高校卒業の子どもで支援の必要性がある子どもには、必要に応じて児童相談所と協議し措置延長をしています。</p>	

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

○子どもたちは学校を通じて実習に行っています。実習に行くにあたり、職員と社会のルールや責任について話し合っています。
○職場実習や体験が子どもの退所後の自律に繋がるように、子どもが経験したことを聞き取りながら話し合っています。職場実習などは学校を通じて行って、施設として実習先を探すようなことはありません。子どもの状況に応じて、福祉事務所に協力を依頼したり、インターンシップを使ったりしています。
○施設では、金銭管理や社会体験、退所後の貯蓄として高校生のアルバイトを奨励しています。アルバイトの意義や目的を職員が伝えています。アルバイトの時間は夜10時までとし、飲酒を目的とした場所でのアルバイトは原則禁止しています。履歴書を書くときには職員と一緒に確認しながら進めています。運転免許取得は就労の幅を広げる意味で、支援しています。漢検、英検なども子どもの要望に応じて受験を援助しています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

○入所が決定した場合には、児童相談所と連携し、面接可能な保護者に施設の対応の仕方や支援方針などを説明し、家族との信頼関係構築に努めています。児童相談所との事前協議で承認を受けた保護者に対しては、学校の行事なども含めて細やかに情報提供をしています。
○家庭支援については、全職員で対応する体制があります。窓口は担当長屋職員とし、チームで動くことを前提に、最終選択が必要な場合は長屋チームのほか、ボランティアやクワットロフォルマッジ、キャプテンを含めて検討し、取り組んでいます。
○面会、外出、一時帰宅については、入所時に児童相談所と基本合意のもとで進めています。子ども本人の意思を重要視し、子どもからの要望を受けて児童相談所に確認し、児童福祉司と施設職員が子どもと話をし、面会、外出、一時帰宅等の承認を得ています。児童相談所から要請があった場合は、施設職員も一緒に保護者の状況確認に行くこともあります。
○外出や一時帰宅後は、子どもの表情や行動に変化がないかを観察し、子どもが帰ってきたときに、職員が話をし様子や気持ちを聞き取るようにしています。保護者には、外泊シートや買い物外出チェック表に子どもの様子や状況をその都度記入してもらい、不適切なかかわりがなかったかの確認に努めています。ケースによっては、一時帰宅中であっても施設職員や児童相談所が家庭訪問を実施しています。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

○当施設での親子関係の再構築は、全職員が担当する体制があります。親子関係の再構築のため、再構築の過程はケース記録に記録もしくは別記し、打ち合わせ会議で情報共有し職員に周知しています。キャプテンを含めた職員で話し合い、「ケースの見立て」をしています。児童相談所と協議した支援方針も職員間で共有しています。
○親子関係再構築などのための面会、外出、一時帰宅、親子宿泊などは、児童相談所と協議して承認を得て実施しています。施設には調理や入浴、宿泊などが可能な家庭生活同様の環境を備えている親子棟があり、入所中の子どもと親や家族が交流できる場を提供しています。
○児童相談所や関係機関との連携は密接に行い、家族支援について慎重に実施しています。保護者には、一時帰宅や親子宿泊状況の聞き取りを実施しています。また、保護者のフォローアップは児童相談所が行っています。